

【現行の運行内容について】

1 運送の主体 幕別町

2 路線名 駒島線（幕別市街～糠内市街～駒島市街）

3 使用料

(1) 使用料は、別表「町営バス運行料程及び運賃表」のとおりとする。

(2) 町長は次の各号に該当する者がいるときは、それぞれ定める割合によって徴収することができる。

ア 通学のため利用する小学校及び中学校の児童生徒 無料

イ 乳幼児（6歳未満の者） 無料

ウ 小児（6歳以上12歳未満の者） 半額

エ 老人（65歳以上の者） 無料

オ 生活保護法による保護を受ける者 免除

カ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち1級又は2級の者及び知的障害者福祉法による療育手帳の交付を受けた者並びにこれらの者の介護者 無料

キ 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち前号に規定する者以外の者 半額

ク 使用料として一定回数券をまとめて前納する者 9割以内

ケ 1月を単位として通勤のため定期的に利用する者 正規の往復運賃の25倍の額の7割

コ 1月を単位として高等学校、特殊教育学校、各種学校及び大学へ通学のため定期的に利用する者 正規の往復運賃の22倍の額の5割

4 運行日程

ア 町有バスの運行は毎日3往復とする。ただし、利用状況を勘案して運行回数を増減することができる。

イ 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月25日から翌年1月10日までの間において、町長の定める期間は運休とする。

ウ 町が主催する行事、その他において町民の交通確保上、町有バスの運行を必要と認めるときは、町長は臨時に運行することができる。

エ 風水害等の自然条件及び道路事情の悪化等により町長において止むを得ないと認めるときは運休することができる。

別表（第2条関係） 町営バス運行料程及び運賃表

									幕別	
								南11線	160円 2.6km	
							北2号	160円 2.8km	250円 5.4km	
						南勢	200円 3.9km	300円 6.7km	390円 9.3km	
					農野牛 入口	170円 3.0km	310円 6.9km	400円 9.7km	490円 12.3km	
					糠内	160円	270円	400円	500円	
						2.8km	5.8km	9.7km	12.5km	15.1km
				五位	160円	250円	360円	490円	590円	
						2.6km	5.4km	8.4km	12.3km	15.1km
			中里	210円	290円	390円	490円	630円	720円	
					4.0km	6.6km	9.4km	12.4km	16.3km	19.1km
		観音橋	170円	310円	400円	490円	600円	730円	830円	
				3.0km	7.0km	9.6km	12.4km	15.4km	19.3km	22.1km
駒島		170円	270円	410円	500円	600円	700円	830円	930円	
		3.0km	6.0km	10.0km	12.6km	15.4km	18.4km	22.3km	25.1km	27.7km

備考 第2条第3項の規定の適用において、その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の額は徴収しない。